



警戒情報

長崎市消費者センター

長崎市消費者を守るネット通信(第90号)

配信日 平成27年6月4日

長崎県消費生活センターからの情報です。

バイナリーオプション取引にご注意！

〈相談事例〉

為替相場等が上がるか下がるかを予想し、当たれば一定額を受け取ることができる「バイナリーオプション取引」をインターネットで知り、取引を始めた。ホームページが日本語だったので国内業者のサイトとっていたら、海外の事業者だった。予想が当たり2万円が口座に振り込まれる予定だが、振込みがない。

〈消費者センターからのアドバイス〉

- バイナリーオプション取引とは、為替相場などが上がるか下がるかを予想するもので、予想が当たれば一定額の金銭を受け取り、予想が外れれば支払ったオプション料は全て損失になります。操作が簡単で短期間に繰り返し取引することができるため、気づかない内に損失額が大きくなりがちです。また、出金に応じてもらえないなどの事業者とのトラブルも増えています。
- バイナリーオプション取引など店頭デリバティブ取引を業として行う場合は、海外事業者も含め金融商品取引業の登録が必要ですので、契約する前には相手事業者の登録の有無を確認し、無登録であれば契約しないようにしましょう。登録状況は金融庁のホームページで確認できます。

※おかしいなと思ったときは、すぐに消費者センターにご相談ください。

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号 メルカつきまち4階）

相談専用電話 **095-829-1234**

〔相談受付時間〕平日(火曜日～金曜日)…午前10時～午後5時

土曜日、日曜日、祝日 …午前10時～午後5時

※月曜日は休業日です(月曜日が祝日のときは開館し翌平日が休業です)